

事業者の皆様

観光客来場 100 万人の達成を目指して町内周遊を促進！

富士見町 観光周遊促進事業

昨年度に引き続き、富士見町の2大リゾートである「富士見パノラマリゾート」と「富士見高原リゾート」に来場されたお客様を町内で周遊させるため、両リゾートにおいて、町内店舗で使える割引券を配布します。割引券の取扱店舗になっていただける事業者を募集しますので、ぜひ積極的にご参加ください。

事業概要

両リゾートでゴンドラやリフト等のチケットを購入したお客様を対象に、割引券取扱店舗にて1会計につき税込1,000円以上購入で1人1枚まで使用できる300円の周遊割引券を配布します。お客様が取扱店舗で周遊割引券を使用した際に、額面分の商品の販売やサービスの提供を行ってください。

○配布期間

令和8年7月1日（水）～令和8年11月15日（日）※使用枚数が予算上限に到達次第終了

○お客様が割引券を利用できる期間

令和8年7月1日（水）～令和8年12月18日（金）※使用枚数が予算上限に到達次第終了

参加店舗の要件

町内に店舗等を持つ事業者で

別紙「令和8年度 富士見町観光周遊促進事業（取扱店）募集要項（3）3」の要件に該当しない者

（ただし、富士見パノラマリゾート内施設、富士見高原リゾート内施設および、山小屋は対象外とする。）

申請方法

別紙「取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、申請窓口へご提出ください。

○申請窓口

富士見町落合 10777 番地 富士見町産業課 商工観光係（2 階 24 番窓口） Tel.0266-62-9342

○申請受付期間

（一次） 令和8年6月1日（月）～令和8年6月19日（金）

- ・希望者のみに配布する取扱店一覧チラシに掲載いたします。
- ・割引券配布開始時より、町 HP や富士見町デジタルマップに掲載いたします。

（二次） 令和8年6月22日（月）～令和8年11月15日（日）

- ・町 HP や富士見町デジタルマップに随時追加掲載をいたします。

その他

取扱店舗に登録後、割引券使用に関するルールや、換金方法等に関する具体的な内容をあらためてご連絡いたします。